

男鹿市告示第35号

出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付要綱（令和7年男鹿市告示第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 助成金の対象経費は、 <u>申請日の属する年度内</u> のサービスの利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）とする。ただし、過去にこの告示に基づく助成を受けている場合にあつては、当該助成に係るサービス料金を除くものとする。	第3条 助成金の対象経費は、 <u>令和7年4月1日以降</u> のサービスの利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）とする。ただし、過去にこの告示に基づく助成を受けている場合にあつては、当該助成に係るサービス料金を除くものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。